

略号	区分	出願資格
A-1	被差別部落出身者	<p>大学入試出願資格に加えて、出願時に、次の2つの条件を満たす者とする。</p> <p>なお、過年度卒業生であっても出願できる。</p> <p>(1) 被差別部落出身者としての出自の自覚を持つ者。</p> <p>(2) 本学での教育を受けることによって得るものを部落問題の解決に向けて役立てようとする意欲のある者。</p>
A-2	被差別少数者	<p>大学入試出願資格に加えて、出願時に、次の2つの条件を満たす者とする。なお、過年度卒業生であっても出願できる。</p> <p>(1) 次の各号のうち、いずれかに該当する者。</p> <p>① 在日韓国・朝鮮人（日本の植民地支配に起因して在日する朝鮮半島にルーツがある者。国籍を問わない。）</p> <p>② アイヌ（アイヌ民族としての出自の自覚を持つ者。現住地は問わない。）</p> <p>③ 沖縄人および奄美諸島出身者（ウチナンチュおよび奄美諸島出身者としての出自の自覚を持つ者。現住地は問わない。）《*注記》</p> <p>④ その他、現代日本における被差別少数者（この場合は、出願する1ヶ月前までに必ず本学の入試課に書面にて申し出ること。）</p> <p>(2) 本学での教育をそれぞれの被差別少数者問題の解決に向けて役立てようとする意欲のある者。</p>
A-3	身体障害者	<p>大学入試出願資格に加えて、出願時に、下記に該当する者とする。</p> <p>なお、過年度卒業生であっても出願できる。身体に障害のある者で、学校長等の推薦のある者。</p> <p><b>【注意事項】</b></p> <p>本学は、身体障害者受け入れ体制の確立に向けて、できる限り努力しておりますが、多くの不備な点があるのも事実です。本学としては、志願者が本学の身体障害者受け入れ状況の実態を確認され、充分了解された上で出願されることを強く希望します。そのため、本学にて事前面談を実施しておりますので、必ず事前に入試課まで連絡し、予約の上、出願する1ヶ月前までに来学ください。</p>
B-1	キリスト者	<p>大学入試出願資格に加えて、出願時に、次のいずれか1つの条件に該当する者とする。なお、過年度卒業生であっても出願できる。</p> <p>(1) 受洗をしているキリスト者。</p> <p>(2) キリスト教の信仰告白をし、所属教会（※）の管理者が認めるキリスト者。</p>
B-2	海外帰国生徒	<p>外国において2年以上学校教育を受け入学時点で18歳以上に達した者で、次のいずれか一つの条件に該当する者とする。</p> <p>(1) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、または、これに準ずる課程を修了した者で、修了日から本学の入学日まで2年未満の者、または出願時に修了見込みの者。</p> <p>(2) 外国の高等学校を卒業後、本学の入学日まで2年未満の者、または出願時に修了見込みの者。</p> <p>(3) 外国の高等学校に2年間以上在学し、日本の高等学校を卒業後、本学の入学日まで2年未満の者、または、出願時に卒業見込みの者。</p>
B-3	文化の多様性	<p>本学の出願資格に加えて、次の条件を満たす者とする。</p> <p>ある特定できる文化的な背景と豊かさを保持し、本学において、その文化を通して勉学およびキャンパスライフに寄与することが期待できる者。</p> <p>ただし出願希望者はあらかじめ書面（書式自由、住所・氏名・連絡先明記の上）にて、本学に問い合わせること。</p>

《\*注記》過去のやまとの沖縄に対する差別の歴史をさておいても、現在のウチナンチュおよび奄美諸島出身者を「被差別少数者」と規定することに関しては、疑義および議論の余地がある。ここでは、おもに日本全体の差別構造の中で、沖縄および奄美諸島が占めてきた被差別の位置という意味でこの語を用いている。いずれにしろ今後の日本の平和問題、環境問題をはじめとする政治、経済、文化を考える時に、ウチナンチュおよび奄美諸島出身者とヤマトンチュの大学における教育研究の積極的な共有をめざすことが重要であるとの認識から、この特別推薦に両者を含めることとした。